

難病がある人への雇用支援施策

平成23年12月27日

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課

難病がある人への雇用支援施策

◎難病がある人を対象とした支援施策

(1) 難治性疾患患者雇用開発助成金

24年度予定額：145(145)百万円*

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を試行的に行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

◎難病がある人が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

24年度予定額：654(680)百万円*

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫して支援を行う「チーム支援」を推進する。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

24年度予定額：4,351(4,267)百万円*

障害者の身近な地域において就業面及び生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域(現在361圏域)への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。

(設置箇所数 327センター (313センター(平成23年12月現在))

(3) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

24年度予定額：883(864)百万円*

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用(トライアル雇用)を実施する。

難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

いわゆる難病のある人は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限・困難に直面しているが、事業主においては、難病のある人の雇用経験が少ないことや、難病のある人について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

難病のある人※1を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※2

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

※1 特定疾患(56疾患)か否か、重症度等を問わず、モデル的に難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(平成22年4月現在で130疾患)を対象とする。

また、筋ジストロフィーを含む。

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

